

公 告 第 221号 令和7年11月14日

今帰仁村長 久田 浩



一般競争入札(条件付)の実施について

今帰仁村が発注する観光地安全強化事業今帰仁城跡交通誘導警備委託業務について、一般競争入札(条件付)(以下「入札」という。)に付すにあたり、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び今帰仁村契約規則(平成 26 年規則第 8 号)第 20 条に基づき、次のとおり公告します。

- 1 入札に付する事項
- (1)業務名 観光地安全強化事業 今帰仁城跡交通誘導警備委託業務
- (2) 契約期間 令和8年1月17日(土)~令和8年2月20日(金) (35日間)
- (3)業務地名 今帰仁城跡駐車場(臨時駐車場含む)及び周辺道路 今帰仁村字今泊5101番地
- (4) 仕 様 書 別紙のとおり
- 2 入札に参加する者に必要な資格

本業務の入札に参加できるものは、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にあるものでないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされていないもの。
- (4) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続き開始の申立てがなされていないもの。
- (5) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出期限から落札決定日までの期間に、国、地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。又は、本村発注業務において、告示日から起算して過去3年の間に、本村から処置請求等の指導を受けていないこと。
- (6) 法人格を有し、沖縄県内に本社又は支社等を有していること。
- (7)過去2年間に同種又は類似した業務の受託実績を有していること。
- (8) 警備業法の規定に基づき、沖縄県公安委員会から警備業の認定を受けていること。

3 入札参加申込みについて

入札の参加を希望する者は、本事業に係る一般競争入札参加資格確認申請書その他関係 書類(以下「確認資料」という。)を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなら ない。なお、提出期限までに確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められる 者は、入札に参加することができない。

- (1)提出期限: 令和7年12月4日(木) 午前11時まで
- (2) 提 出 先: [9 問い合わせ先] を参照
- (3) 提出方法: 直接持参により提出(郵送、FAX による提出は不可) 提出期限後は、提出した確認資料の差替え又は訂正等は原則認めない。
- (4) 確認審査の結果: 令和7年12月5日(金)に通知する。

4 確認資料について

確認資料は以下に示すとおりとし、提出部数は1部とする。公共機関等から発行される照明等は3カ月以内に取得したものとする。

- (1)一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書(様式1)
- (2)企業概要説明書(様式2)
- (3)業務経歴書(様式3) ※契約書の写し添付
- (4)技術提案書(様式4)
- (5)入札保証金免除申請書(様式5)※「7 入札保証金に関する事項」の免除事項に該当する場合。
- (6)警備業の認定を受けていることを証明する書類(「標識」または「認定通知書」の写し)
- (7) 登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) ※写し可
- (8) 印鑑証明書

5 質問及び回答

仕様書等に関する質問、回答書については以下のとおり提出してください。提示以外の方法によるものは一切受け付けません。

- (1)受付期間:令和7年11月14日(金)~令和7年11月25日(火) 午前11時まで
- (2) 提出方法:電子メール又はFAXにて提出
- (3) 提出 先: 「9 問い合わせ先」を参照 ※提出後、受信確認の電話連絡を必ず行うこと。
- (4)回 答:令和7年11月26日(水) 予定 ※今帰仁村 HP に記載
- 6 入札執行の日時及び場所
- (1)日 時:令和7年12月12日(金) 午前11時
- (2)場所:今帰仁村役場2階第1会議室

7 入札保証金に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、その者の見積に係る入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札(契約)補償金納付書により納付しなければならない。ただし、次の(1)

- 又は(2)に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (1) 一般競争入札に参加しようとするものが、保険会社との間に村を被保険者とする入札補償保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に付する場合において、地方自治法施行令第167条の5第1項に規定する資格を有するもので過去2カ年の間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、且つこれらを全て誠実に履行したものであって、その者が落札後契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるとき。
- (3)入札保証金は入札終了後、入札(契約)補償金還付請求書を受けて還付する。ただし、 落札者に対しては、契約締結後に還付する。この場合、落札者の入札保証金は、契約 保証金の一部に充当することができる。
- (4) 落札者が正当な理由なく村長の指定する期限までに契約を締結しない時は、入札保証 金は本村に帰属する。

8 その他

- (1)入札の無効 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - ア 入札参加資格がない者のした入札又は今帰仁村契約規則第26条第3項の規定によ る確認を受けない代理人がした入札
 - イ 指定の日時までに提出又は到達しなかった入札
 - ウ 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所 定の額に達しない者がした入札
- エ 入札者又は代理人の記名押印がない入札
- オ 同一入札について入札者又は代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- カ 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、双方の入札
- キ 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- ク 入札書の表記金額を訂正した入札
- ケ 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (2) その他詳細は、入札説明書による。

9 問い合わせ先

- (1) 名 称:今帰仁村教育委員会 社会教育課
- (2) 所 在 地:〒905-0428 今帰仁村字今泊 5110 番地
- (3)担 当 者:文化財係 島袋
- (4) 連絡:【TEL:0980-56-5767】【FAX:0980-56-2789】
- (5) E m a i l: n-bunkazai03@vill.nakijin.lg.jp